

11月は動物による危害防止 対策強化月間です

- ・ 飼い犬が人をかんだ時は保健所へ届け出し、かんだ犬が狂犬病の疑いがないかどうか獣医師の検診を受けさせることが必要です。
- ・ 犬を飼う場合には、事故を起さないようなしつけ・飼い方をすることが重要です。
- ・ 公園なども含め、犬の放し飼いは禁止されています。散歩は犬を制御できる人が、短い引き綱で行いましょう。
- ・ 犬は来訪者の届かない場所で飼いまししょう。また、門や玄関から犬が飛び出さないよう注意してください。
- ・ 犬の登録と年1回の狂犬病予防接種は、法律に定められた飼い主の義務です。
- ・ 猫は屋内で飼いまししょう。糞尿や鳴き声による被害を防止でき、感染症等の危険から猫や人を守ることができまます。
- ・ 犬猫合わせて10頭以上飼う場合は、保健所への届け出が必要（生後91日未満の犬猫を除く）。
- ・ ペットがいなくなったら

ぐに探し、保健所・警察・動物愛護センターに電話等で届け出ましよう。また、迷子札を付ける、動物病院で「マイクロチップ」を装着および登録するなどして、保護された際に飼い主が分かるようにしましよう。

- ・ 動物は責任をもって最後まで面倒を見ましよう。やむを得ない事情で飼えなくなつた場合は、新しい飼い主を探してください。保健所・動物愛護センターでは飼い主探しをお手伝いします。
- ・ 動物愛護センターでは、定期的に「犬の飼い方・しつけ方教室」を開催してまいます。また、動物愛護やしつけ方、動物由来感染症などについて、学校・地域の勉強会に講師を派遣しまします。

粗大ごみなどの不法投棄から私有地を守りましよう

- 例年、引越しシーズンや年末年始にかけて不法投棄が増加する傾向がありますが、あなたの土地の管理は大丈夫ですか？
- 不法投棄の多くは人通りの少ない場所や監視の行き届かない場所を狙つて発生してまいます。私有地に不法投棄をされた場合、捨てた人が見つからなければ、土地の所有者または管理者が処理する事になります。不法投棄をされないように日頃から適正な土地の管理をしましよう。
- 不法投棄を防ぐためには、
①日頃から見回りをする、②柵等の設置を行い、不法進入を防ぐ、③空き地の雑草等の除去を行い、廃棄物を隠す場所をなくす。

募 集

健康生活推進員さんの教室 参加者募集

- ◆対象 市内在住者
- ◆定員 20人（申込順）
- ◆参加費 無料
- ◆持ち物 タオル、飲み物、マスク
- ◆その他 動きやすい服装・靴、リュックでお越しください
- ◆主催 茂原市健康生活推進員会
- ◆ウォーキング教室
- ◆日時 11月26日（金）9時30分～12時（受付9時15分～）
- ◆集合場所 東郷福祉センター
- ◆コース内容 東郷掩体壕（おんたいごう）巡り約5km（雨天中止、態度決定当日8時30分）
- ◆栄養ミニ知識④と30分ウォーキング
- ◆日時 11月30日（火）9時30分～11時30分（受付9時15分～）
- ◆集合場所 保健センター

◆内容

- 講話「健康に関するお話」と保健センター周辺ウォーキング（雨天時は室内で講話と体操）
- 【申込み・問合せ】
保健センター
☎(25)1725 ☎(25)1865
- ### ◆自衛官等を募集しまします
- 防衛省・自衛隊では次のとおり自衛官等を募集しまします。
- ### ◆募集種目
- ①陸上自衛隊高等工科学校生徒
 - ②自衛官候補生
- ### ◆応募資格
- ①（推薦）男子で中卒（見込含む）17歳未満の成績優秀かつ生徒会活動等に顕著な実績を修め、学校長が推薦できる者
 - （一般）男子で中卒（見込含む）17歳未満
 - ②18歳以上33歳未満
- ### ◆受付締切
- ①（推薦）12月3日（金）
 - （一般）令和4年1月14日（金）
 - ②12月、令和4年1月・2月に複数回予定（要問合せ）
- ☎ 自衛隊茂原地域事務所
☎(25)0452